

## 2. 指定市町村事務受託法人の指定に係る手続き等について

### 1. 指定市町村事務受託法人の指定に係る手続き等について

指定市町村事務受託法人については、平成18年2月に開催された全国介護保険担当課長ブロック会議の資料において、指定市町村事務受託法人に係る申請や指定、公示に関する手続き等に関する政令案（資料60頁～62頁：第11条の2～第11条の8）及び省令案をお示ししている。

今般の資料は、指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（参考例）及び各種様式並びに指定市町村事務受託法人を指定した際のWAM NETへの掲載について説明するもの。

※ なお、全国介護保険担当課長ブロック会議の資料における省令案は、直近の内容とは異なる内容が掲載されておりましたので、省令案については（別添）省令案の内容に差替願います。

### 2. 指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（参考例）及び各種様式について

指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（参考例）及び各種様式を作成したので、参考にされたい。

なお、この参考例等は、その規定振りの一つの例を示したものであり、文言や様式を拘束するものではないので、各都道府県において適宜追加、修正を行うなど活用していただきたい。

なお、参考例等については、WAM NETに掲載する予定です。

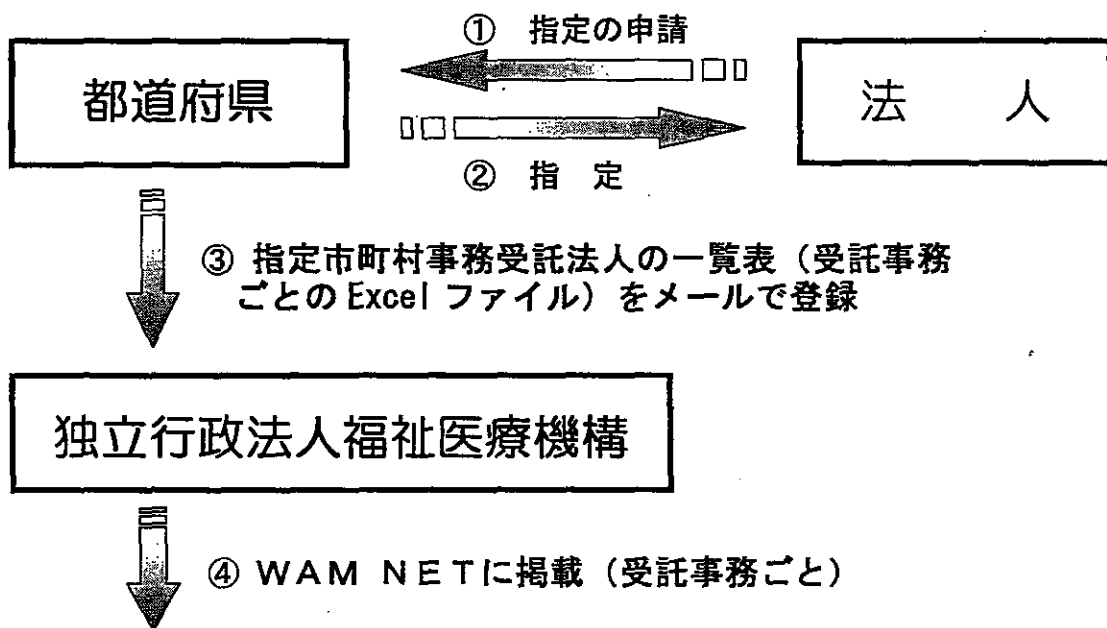
### 3. 指定市町村事務受託法人のWAM NETへの掲載について

- 市町村が指定市町村事務受託法人に事務の委託を行う際の便宜を図るため、指定市町村事務受託法人の一覧表を受託事務（照会等事務・要介護認定調査事務）ごとにWAM NETに掲載することとする。
- 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人の指定をしたときは、別紙様式（案）の指定市町村事務受託法人の一覧表（Excel ファイル）により、指定の内容をWAM NETに掲載することとする。

※ 様式については後日メールにて送付いたします。

- 指定から掲載までの具体的な手続きの流れは、以下のとおり。
- ① 指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする法人は、都道府県知事に指定申請書等を提出する。
  - ② 都道府県知事は、法人から提出された指定申請書等を審査し、指定市町村事務受託法人の指定を行う。
  - ③ 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人の指定を行った際には、別紙様式1又は別紙様式2により、独立行政法人福祉医療機構に指定市町村事務受託法人の一覧表を受託事務（照会等事務・要介護認定調査事務）ごとにメールにより登録する。
  - ④ 独立行政法人福祉医療機構は、都道府県知事から提出された指定市町村事務受託法人の一覧表をWAM NETに掲載する。

### 指定から掲載までの具体的な手続きの流れ



## WAM NET

### 「介護」コーナー

#### <照会等事務の一覧表>

- 1 北海道一覧表 (Excel ファイル)
- 2 青森県一覧表 (Excel ファイル)
- ⋮
- 46 鹿児島県一覧表 (Excel ファイル)
- 47 沖縄県一覧表 (Excel ファイル)

#### <要介護認定調査事務の一覧表>

- 1 北海道一覧表 (Excel ファイル)
- 2 青森県一覧表 (Excel ファイル)
- ⋮
- 46 鹿児島県一覧表 (Excel ファイル)
- 47 沖縄県一覧表 (Excel ファイル)

- 都道府県は、指定市町村事務受託法人の指定、変更又は指定の更新があった場合は、以下の日程により、指定市町村事務受託法人の一覧表を独立行政法人福祉医療機構にメールにて提出することとする。

なお、指定、変更又は指定の更新があった場合において、独立行政法人福祉医療機構では、都道府県から提出された指定市町村事務受託法人の一覧表のファイル自体を差し替えるだけであるので、指定、変更又は指定の更新があった項目に関する情報のみを提出するのではないことに注意されたい。

指定、変更、指定の更新の日付	⇒	提出締切日
毎月1日～15日		毎月20日
毎月16日～末日		翌月5日

- 指定市町村事務受託法人の一覧表(Excel ファイル)のファイル名は、「都道府県番号 都道府県名 照会等事務の一覧表」又は「都道府県番号 都道府県名 要介護認定調査事務の一覧表」とすること。
- 都道府県別の指定市町村事務受託法人の一覧表については、WAMNETの「介護コーナー」に掲載することとする。
- WAMNETの掲載について、独立行政法人福祉医療機構の窓口は次のとおり。

独立行政法人 福祉医療機構 情報事業部 WAMNET事業課  
 メールアドレス JMA00A01@wamnet.wam.go.jp  
 TEL .03(3438)9948

## 指定市町村事務受託法人一覧表（照会等事務用）

都道府県名

〇〇県

法人種別					
法人名称					
法人の所在地					
事務所の名称					
事務所の所在地					
電話		FAX			
指定年月日					
最終更新年月日					
受託事務の種類	① 照会等事務		② 要介護認定調査事務		
営業日及び休日					
営業時間					
サービス提供地域					
職員数	職種名	専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)

法人種別					
法人名称					
法人の所在地					
事務所の名称					
事務所の所在地					
電話		FAX			
指定年月日					
最終更新年月日					
受託事務の種類	① 照会等事務		② 要介護認定調査事務		
営業日及び休日					
営業時間					
サービス提供地域					
職員数	職種名	専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)

## 指定市町村事務受託法人一覧表（要介護認定調査事務用）

都道府県名

〇〇県

法人種別					
法人名称					
法人の所在地					
事務所の名称					
事務所の所在地					
電話		FAX			
指定年月日					
最終更新年月日					
受託事務の種類	① 照会等事務		② 要介護認定調査事務		
居宅サービス等の実施	① 実施している		② 実施していない		
営業日及び休日					
営業時間					
サービス提供地域					
職員数	職種名	専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	介護支援専門員				

法人種別					
法人名称					
法人の所在地					
事務所の名称					
事務所の所在地					
電話		FAX			
指定年月日					
最終更新年月日					
受託事務の種類	① 照会等事務		② 要介護認定調査事務		
居宅サービス等の実施	① 実施している		② 実施していない		
営業日及び休日					
営業時間					
サービス提供地域					
職員数	職種名	専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)
	介護支援専門員				

## 〇〇県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第3条 施行規則第34条の5の規定による届出は、施行規則第34条の4第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第2号様式による変更届出書により、受託事務の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては第3号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（指定の更新の届出）

第4条 令第11条の3の規定による申請は、第4号様式による指定更新申請書により行うものとする。

（市町村等への提供）

第5条 知事は、前三条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事務所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (6) 受託事務の開始年月日
- (7) 運営規程
- (8) 管理者の氏名、生年月日及び住所

- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号  
(公示)

第6条 令第11条の8の規定による公示は、令第11条の8各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無  
(実施細目)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

第2条 知事は、この規則の施行日前においても、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

受付番号

指定市町村事務受託法人 指定申請書

年 月 日

知事 殿

所在地  
申請者  
名称

印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市区町村番号

申 請 者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号				
		都道 府県	郡市 区			
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別				法人所轄庁	
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日
			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号				
		都道 府県	郡市 区			
	(ビルの名称等)					
指定を受けようとする 事務所の所在地	(郵便番号					
	都道 府県	郡市 区				
	(ビルの名称等)					
事務所連絡先	電話番号			FAX番号		
指定を受けようとする事務	法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(照会等事務)					
	法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務(要介護認定調査事務)					
居 宅 サ ー ビ ス	既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業	既に指定等を受けている事業等の 指定(許可)年月日		
	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具販売					
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						



居宅介護支援事業者			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業者番号	(既に指定又は許可を受けている場合)		
医療機関コード等			

- 備考
- 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
  - 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「受託をしようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
  - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12年4月1日」）を記載してください。
  - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表1 指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項

受付番号

事務所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
当該受託事務の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 条第 項第 号				
管理者	フリガナ	(郵便番号 - )		
	氏名	住所		
	生年月日			
職員の職種・員数(人)		介護支援専門員		
		専従	兼務	
常勤(人)				
非常勤(人)				
主な揭示事項	営業日			
	営業時間			
	通常の受託事務の実施地域			
添付書類	別添のとおり			

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
  - 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

別添

指定申請に係る添付書類一覧

受付番号	
------	--

事務所の名称	
--------	--

番号	添付書類	申請する受託事務の種類		備考
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等			
2	職員の勤務体制及び勤務形態一覧表			
3	事務所の管理者の経歴			
4	事務所の平面図			
5	運営規程			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
7	当該申請に係る資産の状況			
8	介護保険法施行規則第34条の3各号に該当しないことを誓約する書面			
9	役員の氏名等			
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号			

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付し、複数の受託事務に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

(参考様式1)

職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ( 年 月分) 受託事務の種類( )  
 事務所名( )

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
			*																													
	(記載例-1)		①	①	③	②	④	①	④																							
	(記載例-2)		ab	ab	ab	cd	de	e	e																							

- 備考 1 \* 欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 2 申請する受託事務に係る職員全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。  
 (記載例1-勤務時間 ①8:30~17:00、②16:30~1:00、③0:30~9:00、④休日)
- 3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。  
 勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
- 4 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 5 当該事務所に係る組織体制図を添付してください。
- 6 各事務所において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

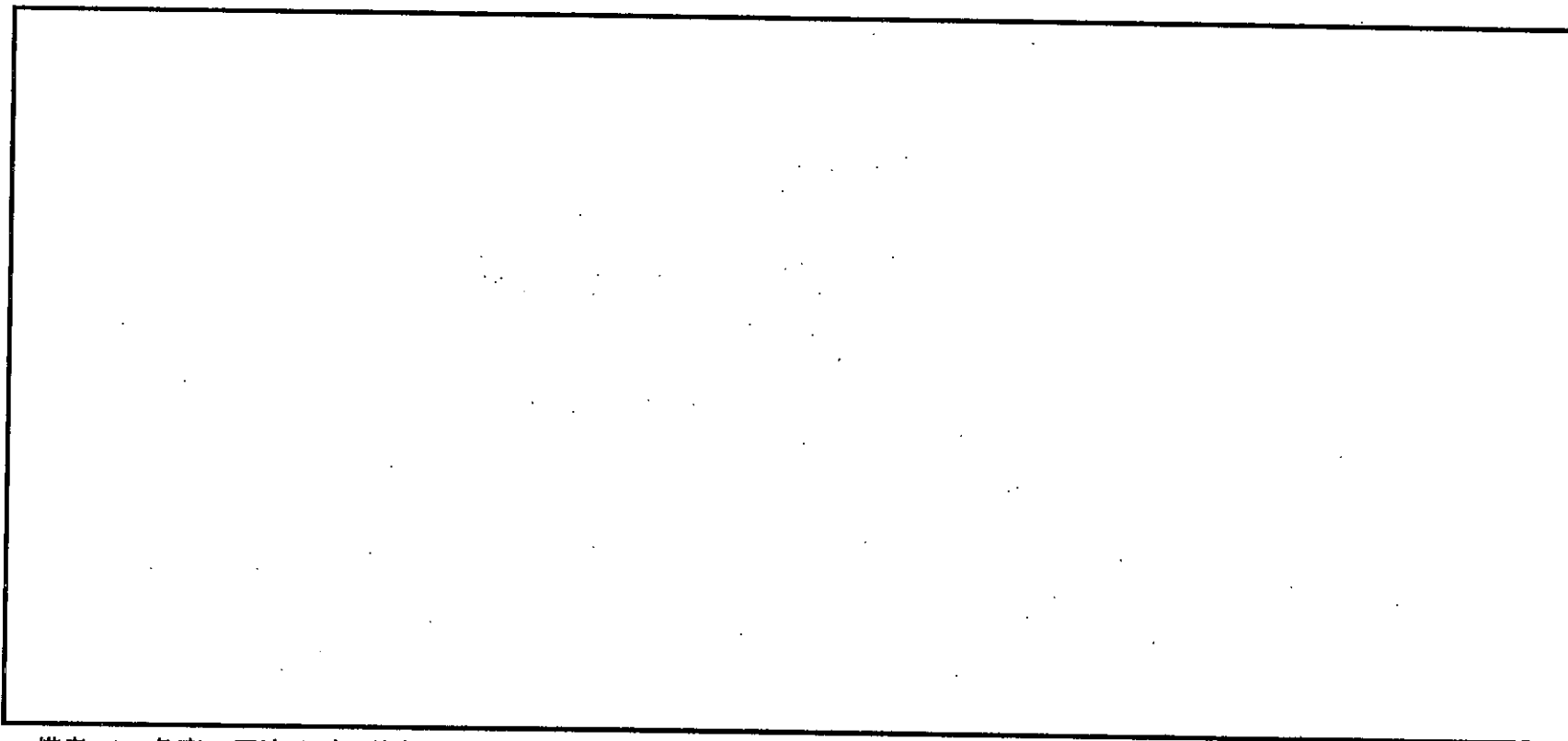
## 管 理 者 経 歴 書

事務所の名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 - )	電話番号	
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
職務に関連する資格			
資格の種類		資格取得年月	
備考 (研修等の受講の状況等)			

- 備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。  
2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事務所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

(参考様式3)  
平面図

事務所の名称	
--------	--



備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。

2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式4)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事務所の名称	
申請する受託事務の種類	

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

3 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式 5)

介護保険法施行規則第34条の3各号の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

知 事 殿

住 所  
申請者 \_\_\_\_\_

氏 名 (法人名及び代表者名)  
\_\_\_\_\_ 印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法施行規則第34条の3】

- 一 申請（要介護認定調査事務に係る申請の場合に限る。）に係る事務所の介護支援専門員の人員が、第三十四条の八で定める員数を満たしていないとき。
- 二 申請者が、第三十四条の八から第三十四条の十八までに規定する法第二十四条の二第一項各号に規定する事務（以下「受託事務」という。）の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、法第二十三条に規定する居宅サービス等を提供しているとき。ただし、要介護認定調査事務に係る申請に係る事務所の所在地の市町村に要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人がない等の特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。
- 四 申請者が、法及び令第三十五条の二に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、令第十一条の七の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、令第十一条の七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に令第十一条の四第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事務所を管理する者（以下この条及び第三十四条の五第一項において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第三号又は前号に該当する者
  - ハ 令第十一条の七の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの
  - ニ 第五号に規定する期間内に令第十一条の四第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの



役員等名簿			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所	押印
	役職名・呼称	TEL	

備考 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

(参考様式7) 当該事務所に勤務する介護支援専門員一覧

フリガナ 氏 名	介護支援専門員番号

変 更 届 出 書

年 月 日

知事 殿

住所  
申請者（所在地）  
氏名  
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事務所		名称
		所在地
受託事務の種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事務所の名称	(変更前)
2	事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為及びその登記事項証明書等 （当該事務に関するものに限る。）	(変更後)
7	事務所の建物の構造、専用区画等	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	運営規程	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変更年月日		平成 年 月 日

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

知事 殿

住所  
申請者（所在地）  
氏名  
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり受託事務の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事務所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	平成 年 月 日
休止・廃止した理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

受付番号

指定市町村事務受託法人 指定更新申請書

年 月 日

知事 殿

所在地

申請者

名称

印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号

申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別				法人所轄庁	
	代表者の職・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
指定更新を受けようとする事務所	フリガナ 名称					
	事務所の所在地	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	事務所連絡先	電話番号			FAX番号	
指定更新を受けようとする事務			法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(照会等事務)			
			法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務(要介護認定調査事務)			
管理者の氏名、生年月日	フリガナ			生年月日	住所・経歴	
住所及び経歴	氏名				別添のとおり	
現に受けている指定の有効期間満了日						
役員の氏名、生年月日及び住所				別添のとおり		
施行規則第34条の3各号に該当しないことを誓約する書面				別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号				別添のとおり		

- 備考 1 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。  
 2 添付資料については、指定申請時の様式を参照してください。  
 3 「指定更新を受けようとする事務」欄は、今回更新申請するものについて、該当する欄に「〇」を記載してください。

改正案	現行
<p>(指定市町村事務受託法人の指定の要件)</p> <p>第三十四条の二 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(以下「照会等事務」という。)については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 照会等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</li> <li>二 法人の役員又は職員の構成が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>三 照会等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>四 前三号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。</li> </ol> <p>法第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める要件は、法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(以下「要介護認定調査事務」という。)については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</li> <li>二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>三 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。</li> </ol>	

第三十四条の三 令第十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 申請(要介護認定調査事務に係る申請の場合に限る。)に係る事務所の介護支援専門員の人員が、第三十四条の八で定める員数を満たしていないとき。
- 二 申請者が、第三十四条の八から第三十四条の十八までに規定する法第二十四条の二第一項各号に規定する事務(以下「受託事務」という。)の運営に関する基準に従つて適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、法第二十三条に規定する居宅サービス等を提供しているとき。ただし、要介護認定調査事務に係る申請に係る事務所の所在地の市町村に要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人がない等の特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、この限りではない。
- 四 申請者が、法及び令第三十五条の二に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、令第十一条の七の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、令第十一条の七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に令第十一条の四第一項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ

れらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事務所を管理する者（以下この条及び第三十四条の五第一項において「役員等」という。）のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第三号又は前号に該当する者
- ハ 令第十一条の七の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- ニ 第五号に規定する期間内に令第十一条の四第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

- 第三十四条の四 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地
  - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - 三 当該申請に係る受託事務の種類
  - 四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日
  - 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

六 事務所の平面図

七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 第三十四条の十一に規定する運営規程

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は受託事務に係る被保険者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況

十二 第三十四条の三各号に該当しないことを誓約する書面

十三 役員の名、生年月日及び住所

十四 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 居宅サービス等を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合には、当該法人に当該事務を委託しようとしている市町村長が当該法人に委託をしようとする特別の事情を記載した意見書を前項の申請書又は書類に添付しなければならない。前項の意見書には、中立の立場で公正な判断をすることができ、有識者の意見書を添付しなければならない。

4 令第十一条の三第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第四号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 令第十一条の三第四項で準用する第三十四条の三各号に該当しないことを誓約する書面

5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る指定市町村事務受託法人が既に当該都道府県知事に提出している第一項第五号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、

これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号(当該指定に係る事務に關するものに限る。)から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、第三十四条の三各号(令第十一條の三第四項で準用する場合を含む。)に該当しないことを警約する審面を添付して行うものとする。

2) 指定市町村事務受託法人は、受託事務を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあっては、その理由
- 三 休止した場合にあっては、休止の予定期間

(指定の取消し等)

第三十四条の六 令第十一條の七第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 第三十四条の二に規定する要件を満たしていないと認めるとき。
- 二 指定市町村事務受託法人が、第三十四条の三第三号又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る事務所の介護支援専門員の人員について、三十四条の八で定める員数を満たさ

ことができなくなつたとき。

四 指定市町村事務受託法人が、第三十四条の九から第三十四条の十七までに規定する受託事務の運営に關する基準に従つて適

正な受託事務の運営をすることができなくなつたとき。

五 受託事務の委託を受けた場合において、当該受託事務の結果について委託をした市町村に虚偽の報告をしたとき。

六 指定市町村事務受託法人が、令第十一條の五第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定市町村事務受託法人又は当該指定市町村事務受託法人の職員が、令第十一條の五第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定市町村事務受託法人の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定市町村事務受託法人が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び令第三十五条の二に掲げる法律の規定又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定市町村事務受託法人が、第三十四条の七第三項の規定により報告を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をした



(事務の委託の公示等)

第三十四条の七 市町村長は、法第二十四条の二第五項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
- 二 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- 三 委託開始の予定年月日
- 四 委託事務の内容
- 五 居宅サービス等の提供の有無

2| 市町村長は、法第二十四条の二第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

- 一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
- 二 委託している指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- 三 委託終了の年月日
- 四 委託事務の内容

3| 指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を行ったときは、年度ごとに、当該事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る認定調査(法第二十七条第二項の認定調査に限る。)を実施した被保険者(次項において「要介護認定調査対象者」という。)のうち、要介護認定有効期間において当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者(次項において「居宅サービス等利用者」という。)の数を報告しなければならない。

4| 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。

- 一 要介護認定調査対象者の数
- 二 居宅サービス等利用者の数

(指定市町村事務受託法人の事業の基準)  
第三十四条の八 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない。

(管理者)  
第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)  
第三十四条の十 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合において、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(運営規程)

第三十四条の十一 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事務の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 受託事務の実施方法及び内容
- 五 通常の受託事務の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(揭示)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を揭示しなければならない。

(広告)  
第三十四条の十三 指定市町村事務受託法人は、指定市町村事務受託法人について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(勧誘等の禁止)  
第三十四条の十四 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人の役員又は職員は、認定調査を実施した被保険者に対して特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行ってはならない。

(苦情処理)  
第三十四条の十五 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならぬ。  
2 指定市町村事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)  
第三十四条の十六 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施により事故が発生した場合には速やかに委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  
2 指定市町村事務受託法人は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。  
3 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)  
第三十四条の十七 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに経理を区分するとともに、受託事務に関する事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)  
第三十四条の十八 指定市町村事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  
2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。  
一 実施した受託事務の内容等の記録  
二 第三十四条の十五に規定する苦情の内容等の記録  
三 第三十四条の十六に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(身分を示す証明書の様式)  
第六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 法第二十四条第一項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第二号  
二 法第二十四条第二項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号  
三 法第六十九条の二十二第三項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三の二号  
四 法第七十六条第二項、法第七十八の六第二項、法第八十三条第二項、法第九十条第二項、法第九十二条第二項及び第一百五十二条の六第二項、法第一百五十五条の十五第二項、法第一百五十五条の二

- 十四 第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第四号
- 四 法第百条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第五号
- 四の二 法第百十五条の三十四第二項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式五の二
- 五 法第百七十二條第二項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第六号
- 六 法第百九十七條第四項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号
- 七 法第二百二條第二項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第八号
- 八 令第十一條の五第一項の規定により質問又は検査を行う場合に同条第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第八号の二